

令和6年5月14日

東京都知事
小池百合子 殿

東京都議会自由民主党
幹事長 菅野 弘一

亜鉛に係る暫定排水基準適用期限の再延長及び
一律排水基準適用に向けた技術開発推進等に関する要望

水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、亜鉛については平成18年12月に一律排水基準が設定されたが、排水処理技術が開発途上にあることから暫定排水基準が設定され、これまで暫定排水基準の適用が延長されてきた。

現行の亜鉛の暫定排水基準は本年12月に適用期限を迎える。暫定排水基準が適用されている電気めっき業は、都内23区に約270の事業場が集積しているが、節水型の事業場が多く、排水濃度が高くなる傾向にある。また、これらの事業場の多くは市街地に立地し、狭あいな敷地で事業を営んでいることから、排水処理用のスペースを見出しにくい実情がある。

加えて、亜鉛の処理においては、他の金属成分が含有されている場合、亜鉛の除去のみに目的をおいた排水処理が一層困難となり、高度な処理装置を導入する必要性から多額な設備投資が必要になる。

しかしながら、先般の暫定排水基準の強化及び適用期限の延長から今日までに、こうした事業場が導入できる安価で実用的な排水処理技術の開発に関して、特段の進歩があったとは言い難い。

こうした状況のもと、仮に厳しい一律排水基準が適用されることになれば、都内における多数の中小零細企業の事業場では、その対応に苦慮することが予測される。

このため、東京都議会自由民主党は、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 法が規制する基準を満たす排水処理技術が開発されていない状況に鑑み、暫定排水基準の適用期限を再度延長するとともに、その基準については中小零細企業でも対応可能なものとするを国に働きかけること
- 2 国が暫定排水基準の適用期限を延長した場合、都もすみやかに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の暫定排水基準の適用期限を延長すること
- 3 大都市に立地する中小零細企業が導入可能な、亜鉛の排水処理技術について、国が主体となって、早期に調査、研究・開発を進め、その実用化と普及啓発に努めるとともに中小零細企業が排水処理技術を導入する場合には、財政援助を行うよう国に働きかけること
- 4 地方自治体が行っている排水処理技術の研究・開発に対して、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること